

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|-----------------------------------|---|--|-------|----------|---------|
| 1 | 歩道舗装のお願い | 歩道を舗装していただきたく、ご連絡いたしました。ちょうど「レストランかもしま」を出てすぐの歩道の切れ目(歩道から車道に切り替わる場所)で、カーブになっているあたりのブロックがせり出しています。昨日、私の母(70歳)が足をひっかけて転びました。その前にも、同じく高齢の女性が転んでいるを知っています。この付近の道路については、令和6年以降に舗装工事の予定があるとHPで拝見いたしております。しかし、道路幅を広げて快適に通行できるようにするよりも先に、歩行者にとって転びやすい場所を平らにならすなどの危険を減らしていただきたくお願い申し上げます。 | 御要望の場所を確認させていただき、インターロッキングブロックに段差があり、つまずき転倒の可能性がありますので補修させていただきました。今後も、転倒の可能性がある場所につきましては、順次、補修作業をさせていただきますと考えております。 | 道路室 | R5.11.20 | R5.12.1 |
| 2 | まちなかりビングでの自習について | まちなかりビングの学習室兼会議室1・2は会話マークがついていますが、内容定着率向上のため声を出しながらの自習はできますか？ | ご質問の中の「会話マーク」につきましては、指定管理事業者の「まちなかりビング北千里」ホームページでフロアガイドをご覧になられたと推察いたします。指定管理事業者を確認しましたところ、当該のマークは「会話マーク」ではなく、会議室・集会室等を示すものとして使用しているものでございます。まちなかりビング北千里1階の図書館エリアにあります学習室兼自習室1・2につきましては、静かに学習できるスペースとして、ご利用いただいております。館内の他の閲覧席につきましても、声を出しての自習につきましては、他の方の読書の妨げになりますのでご遠慮いただきますようご理解の程、お願いいたします。今回、いただきましたご質問につきましては、指定管理事業者にも共有させていただきます。 | 中央図書館 | R5.11.21 | R5.12.4 |
| 3 | 12月3日朝6時前、府道119号線で無灯火の車が速度違反と信号無視 | 12月3日朝6時前、北千里駅の府道119号交差点で無灯火の車が速度違反と信号無視をして今宮方面に走り去っていった。この道路は飛ばす車が多いので監視カメラの設置等をお願いします。また警察による取り締まり強化も合わせてお願いします。 | 本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。 | 市民総務室 | R5.12.5 | R5.12.5 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|---|--|--|---|----------|----------|---------|
| 4 | <p>統-75。吹田市民病院の患者送迎用バスの停留場移設について市民への周知が必要。</p> | <p>1)市立吹田市民病院の患者送迎用バス・垂水町3丁目のバス停が12月1日(金)から北東方向へ270m移設されます。⇒速やかに市HPに掲載が必要。 2)市民病院のHPも、バスの停留場移設について市民に周知が必要。 ・市民病院のHP(Top頁)には、表記されていません。⇒添付画像-バス停-1 ・同HPの交通アクセスのサイト(バスのルート)にも、表記されていません。⇒添付画像-バス停-2 ・同HPの時刻表のサイトにも、表記されていません。⇒添付画像-バス停-3 ・垂水町3丁目のバス停(現在)には、バス停の移設についての掲示がありますか？ ・垂水町3丁目のバス停(新)には、バス停の停車位置についての掲示がありますか？ ・市民病院の院内には、10月末時点で掲示がされていませんでした。⇒入院されていた方が退院時に利用された場合、降車場所が異なります。 ・同HPの交通アクセスのサイトのバス停の案内画像に、垂水町3丁目のバス停のみが表記されていません。※他の3か所は表記あり。⇒添付画像-バス停-2</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>(1)、(2)、(3)について トップページ「お知らせ」に10月15日・11月29日付けで変更に関するお知らせを掲載しています。なお、(2)(3)につきましては、ルート変更前にページの差し替えを行うと混乱を招く可能性があるため、ルート変更後に掲載いたしました。</p> <p>(4)、(5)について 現地に変更のお知らせを掲示しております。</p> <p>(6)について 市民病院のバス乗り場に掲示をしております。また、バス車内にも掲示しています。</p> <p>(7)について バス停変更後に現地の画像とともに、掲載する予定です。</p> | 健康まちづくり室 | R5.11.27 | R5.12.6 |
| 5 | <p>路上喫煙について</p> | <p>南千里のトナリエアネックスの前の道路は、歩きタバコも自転車タバコもバイクタバコも車の窓からタバコを外に出しての走行も多すぎて本当に迷惑です。 たった今も、信号待ちの時に歩きタバコの男性がいて、逃げ場もなく信号待ちの間ずっと受動喫煙させられました。頭痛吐き気動悸で苦しくて辛いです。 火のついたタバコを持ったまま片手運転しているこの辺は車やバイクも本当に頻繁に見かけますし、その度に苦しいです！ 通行人も多く、子供連れも多い場所です。 もっと掲示や啓発、取り締まりを強化してください！！よろしくお願いします！</p> | <p>ご指摘の箇所近辺で歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止の看板の設置を検討いたします。今後も引き続き、喫煙マナーへの意識醸成に向けて粘り強く啓発活動に取り組んでまいります。 なお、条例上車に乗っての喫煙は禁止されておりましたが、運転中の喫煙マナーにつきましては、当該内容の管轄である警察へ情報を提供いたしました。</p> | 環境政策室 | R5.11.22 | R5.12.6 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|------------------------|--|--|---------|----------|----------|
| 6 成人式への市長家族出演について | 今年の成人式に続き来年も市長の家族に出演依頼するのは、親族優遇にあたらぬのでしょうか。吉本興業の芸人さんは、他にも沢山いらっしゃるのになぜそうなっているのかを知りたいです。 | 吹田市二十歳を祝う式典のゲスト選定につきましては、対象者で構成する実行委員会の要望も参考にしながら選定しています。ジャルジャルにつきましては、吹田市に所縁のある著名人から候補を選定する中で、各年の実行委員から毎年、強い要望があり、出演依頼しているものです。 ゲストの出演については「二十歳を祝う式典」の業務として、正式な手続きで所属事務所へ依頼しています。 また、市長は例年、公務として出席しているため、問題ないと考えています。 | 青少年室 | R5.12.4 | R5.12.6 |
| 7 分割納付中の差押 | 1月以上返信等がありませんので再送信します。 国民健康保険の分割納付につき、分割納付計画書及び分納誓約書に、納付計画通りに履行している場合でも常に財産調査を行う旨及び差押を行う旨を記載下さい。現に交付されている分割納付計画書及び分納誓約書では、計画書通りに履行していれば差押はされないものと考えてまいります。 | 回答については令和5年11月10日に回答書を郵送している。 念のため回答書の内容を返信メールに記載し、更に11月10日と同じ内容の回答書を特定記録郵便でお送りし、対応。 | 国民健康保険課 | R5.12.4 | R5.12.7 |
| 8 吹田市役所職員の皆さまへの感謝 | 吹田市に住み、13年となります。 その間、市役所職員の幾つかの部署の方々と接する、お会いさせて頂く機会がありました。 子ども育成室、シティブロモーション室、議会事務局、市民課の皆さまは仕事に対しても誠実で真摯に取り組まれ、丁寧に御対応いただいていることに感謝の気持ちで一杯です。 皆さまが、その仕事に対し誇りを持ち、その責任もしっかりとお持ちなのだと思います。 これは吹田市民として嬉しく、この街で生活することに、暮らしを続けることに安心感を提供してくれています。 暮らす街への安心感が愛着を生み育み、そのことを通じ日常の普通のことを幸せと感じる充実した暮らしの「礎」となるのだと思います。 職員の皆様、お体に気をつけ頑張ってください。これからもよろしくお願いいたします。 | 本市職員に対する感謝のお言葉を頂戴し、誠にありがとうございます。 職員にとって今後の励みになるものと思います。 頂戴しました御意見につきましては、お申出いただきました部署と共有させていただいております。 | 市民総務室 | R5.12.4 | R5.12.8 |
| 9 北千里駅付近での迷惑な喫煙について | 11月19日14時20分頃、アルカ薬局とイオンの間の通り抜け禁止スペースで40～50代くらいの男が喫煙していた。 隠れるようなしぐさをしたのでバス車内から見ていたところ喫煙を始めたものである。 20年前よりは10分の1以下にはなったものの、未だにロータリーではタバコの匂いがすることが多々ある状況だ。 市職員の巡回に加え、張り紙の強化等お願いします。 | 阪急北千里駅周辺に関しましては、不定期ではありますが啓発員による啓発活動を実施いたします。 | 環境政策室 | R5.11.27 | R5.12.11 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|--------------------------|---|---|-----------|----------|----------|
| 10 | 北千里駅周辺での喫煙について | 11月26日14時35分頃、高橋脳神経外科の向かいの歩道で上下黒い服の男が喫煙をしていた。 市職員の巡回のみでは効果が薄くなってきているので通行人や住民から苦情が来ている旨の張り紙をお願いします。 | いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。 | 環境政策室 | R5.11.27 | R5.12.11 |
| 11 | 散水栓の設置の件 | 吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件です。吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件で、開発にあたって、前もって、新設擁壁の水抜き穴には、生活排水は流さないとの合意書を結んでいます。合意書に定めのない事項も、誠実に協議のうえ解決を図るものをするので〇〇(社名)の〇〇社長と結んでいます。しかし、現実には新住民の方から、洗車の水を流したいとのこと。〇〇社長、〇〇建設〇〇取締役から、訴えろといわれる始末です。さらに、〇〇(社名)の〇〇さんからは、建築時の汚水を確認と、散水栓の削除を求めたところ、11月28日に現地確認どころか一気に工事を始める始末です。前もって我が家の敷地に水が流れると伝えてもかわからず、平気でいらぬとのこと。〇〇社長を訴えろ、汚水の確認もしない始末です。〇〇さんは、吹田市で建築実績が大きく影響力がある企業さんですが、分流地域かどうかもしらないで新築を建てていて、問題はないでしょうか？知らないで、建ててるとなると環境汚染会社です。吹田の環境はもちろん、地球環境に良くないです。道路の側溝に汚水を流すと直接河川に流れます。〇〇さんは、散水栓は設置必須と聞き、外さないとの回答です。ドイツでは、自宅で洗車をする罰金です。各企業SDGsを掲げられていますが、〇〇(社名)、〇〇建設はSDGsと違うことをされてます。他の地公体では、道路側溝に汚水をながさないくださいと注意喚起があります。特に、我が家の場合は、道路側溝に流れたものが、一度我が家の敷地に入り込み、また雨水管に流れこみまです。せめて、我が家の敷地に流れる地域だけでも、散水栓の設置をなくしていただくように指導、道路側溝に汚水はながさない注意喚起をお願いできないでしょうか。そもそも、分流地域では、道路側溝の水は、直接河に流れます。SDGsと真逆の行為です。一般市民の方は致し方ない面はありますが、開発業者や、政治家の方までも認識がないと思われまです。そして、今回の、我が家敷地の排水溝の掃除をお願いします。道路を拡張して、道路側溝を吹田市さんが造られ、新築工事をされるたびに我が家に汚水が流れます。よろしくをお願いします。 | 汚水対策について 当該物件について現地確認をさせていただきました。現在、散水栓の使用目的及び排水設備の計画について事業者へ確認中であり、基準に適合しない場合は指導を行ってまいります。 (担当:管路保全室) 排水溝の掃除について 道路排水に起因する堆積物であれば清掃いたしますが、今回は他に原因があるため清掃出来ません。 (担当:道路室) | 道路室、管路保全室 | R5.11.29 | R5.12.12 |
| 12 | ピアノ池に並行する市道における歩きタバコについて | 11月28日11時10分頃、ピアノ池に並行する市道のピアノ池付近で北千里駅方面から藤白台1丁目方面に上は黒、下は青っぽいジーパンのようなズボンで眼鏡をかけた50~70代くらいの男がアイコスの様なものを吸いながら歩いていた。 ここは禁煙の張り紙があるのに本当にひどい状況だ。冬になっても、まだまだ違法喫煙者が後を絶たない。 さらなる喫煙の防止に向けた対策をお願いします。 いつもの指導員活動の参考というテンプレ回答はいりません。もっと市側でも対策を考えてご返答ください。 | ご指摘の市道付近につきましては、不定期ではありますが路上喫煙防止啓発員による巡回を実施しております。今後も継続的に啓発活動を実施してまいります。 | 環境政策室 | R5.11.29 | R5.12.13 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|------------------|--|---|--------|----------|----------|
| 13 | 児童部子育て給付課の対応について | <p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 あて先の住所氏名の下段に〇〇様と個人名が記載されていたので個人宛の文章と理解しています。その内容の中に令和6年1月期以降の支払いを一時差し止めますという文言がありました。現在私は手当は支給されていません。「各位」なら該当する、しないがあるのはわかりますが個人宛の文章でなぜもらっていない手当がさも支給されているかのように記載されているのでしょうか。またその件を電話で確認したところ、この文章は国が作成しているので自分たちには責任はないという回答でした。そもそも現況届の申請は義務なんでしょうか。申請するしないはこちらの意思かと思っていたので申請していません。そしてさらにその電話が途中で切れた(切れたのか切ったのかはわかりませんが)のですが、時間外でこちらからかけられないのをいいことに折り返しの電話がかかってきませんでした。</p> <p>2.奨学金の申請について 以前、奨学金の申請でアボをとりお伺いした際、突然来庁したわけではないにも関わらずサンダル履き、手は10本すべて色の違うマニキュアで対応されました。さらに当時すでに離婚して10年以上経過しているにもかかわらず離婚理由を尋ねられました。 奨学金の申請に10年以上前の離婚理由がなぜ必要なのか理解できません。しかも子どもも同席なのに。困っている人の対応とはとても思えませんし、キラキラのマニキュアで対応され、神経を逆なでされているのでしょうか。 上記の対応に対して、納得のいくご説明をお願いします。</p> | <p>この度は、児童扶養手当等の手続きに係る当課職員の対応により、御不快な思いをさせてしまいお詫び申し上げます。</p> <p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 児童扶養手当の現況届につきましては、児童扶養手当法施行規則第4条に「受給者(全部支給停止者を含む)は現況届を毎年提出しなければならない。」と定めがあり、未提出の方には国の通知に基づいた督促文書を送付いたしております。なお、新たな年度(令和5年度)の手当支給額は現況届を御提出いただいた後に前年所得に基づき審査するものでございます。 御指摘の文言につきましては、令和5年度(令和5年11月から令和6年10月分)において手当の支給が発生する方であっても、期限までに現況届の御提出がない場合は、令和5年度の初回支給月である令和6年1月期以降の支払を一時的に差し止めることを教示しているものであり、現在の児童扶養手当の支給状況に関係なく送付させていただいております。 また、電話の件につきましては、御説明の途中に電話が不通となりましたのを、お切りになられたものと思い、折り返し電話を控えたことにより御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>2.奨学金の申請について 当時の対応において御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。以前のこととなりますため詳細はわかりかねますが、母子父子寡婦福祉資金の貸付の際には、その必要性を確認するためにひとり親になられてからの生活状況等を聞き取りさせていただいております。また、聞き取りの中で個々の状況に応じて必要な情報提供などに努めているところでございます。 職員の身だしなみにつきましては、日頃から来庁された方に不快感を与えないよう指導しているところでございますが、この度の御意見を受け、改めて身だしなみと接遇について指導いたしました。</p> | 子育て給付課 | R5.11.30 | R5.12.14 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 | |
|----|----------------------|--|--|--------|----------|----------|
| 14 | 卒業証書の生年月日表記について | <p>吹田市には「吹田市在日外国人教育指針」があります。国籍を明かせない人や差別を避けるため日本国籍を取得する人やその子孫も大勢いることを指摘し、差別をなくすべきとしています。</p> <p>学校から配られた卒業証書の生年月日記載については、目を疑いました。</p> <p>「住民基本台帳」(日本国籍は元号、外国籍は西暦となっています。)に基づいて記載しますので、表記通りに記入してください。その他の表記を希望される方は、希望の表記を記入してください。</p> <p>とありました。生年月日はその子個人が記載を選べるのに、どうして、国籍により、表記を決めつけられないといけないのでしょうか。</p> <p>住民基本台帳がその表記方法を採用しているのは、分かりましたが、それをそのまま学校の卒業証書の生年月日に転用する点が理解できませんでした。国籍による区別が学校現場でされることに驚きと憤りを持ちました。</p> <p>この点について、確認しようと校長とも話し、教育委員会にも連絡しましたが、担当の〇〇さんからは、校長会の出す文書なので、「答えられない」との回答でした。</p> <p>校長会に聞いてくださいと回答を待ちましたが、「公的文書にありますので」という回答。なぜ住民基本台帳の区分をそのまま転用するのは、「答えがない」とのことでした。</p> <p>また、〇〇さんからは、様々な意見が寄せられているとのことでした。表記は国籍により区別すべきなどの意見があったのでしょうか。具体的にどのような意見が何件あったのか、教えてください。</p> <p>私の家族にも外国籍の者がいます。なぜ個人1人ひとりの選択を聞くだけでなく、国籍により区別を明示する必要があるのか、当事者として、回答をいただきたいです。なぜ住民基本台帳の区分をそのまま転用するのですか？</p> <p>また、「吹田市在日外国人教育指針」との整合性についても、ご説明いただきたいです。</p> | <p>「卒業証書の記入」については、先日回答させていただきましたように、各校の校長が作成している文書となります。卒業証書は公的な証書であり、吹田市の住民基本台帳に基づいて作成され、保護者がその他の表記を希望される場合は希望どおり記載することになっています。</p> <p>あくまで原則としており、保護者の意向を最優先し、各校が確認するための文書であると認識しております。</p> <p>「卒業証書の記入」に対するご意見につきましては、教育委員会には1件、各校には数件寄せられてると聞いていますが、教育委員会としては件数等については把握しておりません。</p> <p>いただいたご意見については、吹田市立学校校長会と共有させていただいています。公立小・中学校は市の施設であることから、住民基本台帳に基づく記載を原則としているものと教育委員会と同校長会とで共有しております。</p> <p>また、「吹田市在日外国人教育指針」につきましては、「民族的偏見や差別をなくすよう努めていくことが必要」であるとともに、「在日外国人児童・生徒が民族的自覚や誇りを持ち、日本での生活を円滑に送り、教育を受けるために必要な支援や指導を行う」ともあります。</p> <p>各校においては、指針に基づき、互いに違いを認め合い、ともに生きる社会を築くことを目標としています。</p> | 学校教育室 | R5.11.30 | R5.12.14 |
| 15 | 紫金山公園 遊具(ローラ滑り台)について | <p>本日、子どもと紫金山公園の遊具で遊んでおりましたが、ローラ滑り台の登り階段の踏み台(木製)の劣化が著しく、17キログラムの子どもが登るだけで踏み板がしなっている、所々欠けている部分があり、使用に対して恐怖を感じました。</p> <p>子どもは保育園の散歩でも皆さんと訪れて遊ぶ公園のようです。高さもある遊具です、命にも関わる事案ですので、確認をしていただけないでしょうか？</p> <p>必要時補修をお願いしたいと思います。</p> | <p>公園遊具については、紫金山公園のローラ滑り台も含め有資格者による年1回の安全点検を実施して状態を確認しておりますが、木製遊具は劣化の進行が早く、現場確認したところ、ご指摘のとおり一部劣化が見られましたので補修等の対応をいたします。</p> | 公園みどり室 | R5.12.4 | R5.12.14 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---------------------|--|--|--------------------------------------|----------|----------|
| 16 | 歩道橋 | <p>下高川西詰(芳野町遊園)付近坂道が階段のまま、車イス移動が非常に厳しいです。移動の自由が出来ないです。</p> <p>豊中市側は早い時期から階段から、スロープ式に変わっています。何度か吹田市にお願していますが、10年前からお願いしまだかなど何度も無視されています。自転車も坂を通り危険です。車イスも危険です。市民の自由な移動人権を真剣に考えて欲しいです。</p> | <p>現在ある階段をスロープ(傾斜路)にするためには、縦断勾配を5%以下、やむを得ない場合でも8%以下の勾配にする必要があり、当該箇所の高差では、縦断勾配を8%以下のスロープにしたとしても延長として50m～60m程度必要となります。また、現地も確認しましたが、隣接地は民有地で建物があること、北側については、多少スペースがありますが、土中に大口径の水道管(基幹管路)が埋設されていることから、スロープの設置に必要なスペースが確保できないため、現状ではスロープの設置は困難です。何卒、御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。</p> | 道路室 | R5.12.11 | R5.12.14 |
| 17 | 青山台小の児童数の急増への対応について | <p>藤白台5丁目の通学区域が青山台小へ変更となり、今後藤白台5丁目の大規模開発により、青山台小の児童数が大きく増える試算を出されていたかと思えます。</p> <p>これにより、それを受け入れる青山台小ではハード面・ソフト面ともに様々な対応が必要と考えられますが、何か検討や対策は進められているのでしょうか？以下、考えられる問題点・懸念事項とその対策について質問させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯が多く流入すると考えられ、学童保育が不足することへの懸念。共働き世帯を考慮した受け入れ体制の強化(場所や建物、指導員の人数、夏秋冬休み期間の弁当の提供など)は検討されているのでしょうか？ ・児童数の急激な増加に伴い教育体制は低下しないか？児童数急増に対する教員の確保や教育カリキュラムの対応は計画的に検討されているのでしょうか？ ・教室不足。そもそも、校舎などの建物の老朽化が目立ちますが、耐震性は大丈夫なんでしょうか？建て替えや増改築、補強や運動場の拡大などの予定はありますか？その他老朽化した和式トイレの洋式化等。 ・学校外の児童の憩いの場の不足。例えば青山台近隣センターはかなり老朽化が目立ちますが、児童が安心して集えるような一つの場所になるようリニューアルなどは検討されていないのでしょうか？ <p>特に共働き世帯の急激な増加により、現在の学童不足の受け入れ数から考えると受け入れ不足に陥ることが想像でき、これがまずは一番の課題かと感じております。</p> <p>外部委託等であれば市から別途働きかけていただくなど対応が必要かと思えます。</p> <p>藤白台5丁目の販売は好調のようで、入居が開始される2024年秋ごろには一気に児童が急増する将来はすぐそこにきております。</p> <p>迅速かつ適切な対応をお願いするとともに、何より子供たちにとって未来につながるより良い環境作りをお願いできればと思います。</p> | <p>学童保育について 留守家庭児童育成室への入室児童数の推計につきましては、毎年学校の児童推計とともに算出しており、御指摘の開発なども見込んだ推計としています。入室希望児童の受入れに当たっては、教室と指導員が必要となるものですが、教室については、これまで小学校や関係部局との調整を経て、必要に応じて空き教室などの活用や敷地内の増築などを行っています。</p> <p>また、指導員については、青山台育成室は運営業務を民間に業務委託している育成室であり、児童数の見直しなどは、委託事業者とも情報共有しているところです。合わせて、小学校の長期休業期間中の昼食提供などについても、保護者の就労支援、負担軽減の観点から、吹田市内の一部の委託育成室において独自の取組として行っており、市としても事業者に対して積極的な導入を呼びかけています。</p> <p>今後も吹田市の人口動向や保護者のニーズを的確に捉えて、事業実施を進めてまいります。 (担当:放課後子ども育成室)</p> <p>教育体制について 公立小・中学校に配置される教員数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定められており、学級数に基づいて決定されます。児童数の増加に伴い、学級数が増加すれば、当然教員数も多くなります。加えて、現在当該校は小規模校であることから、市独自で教員を配置しております。また、教育課程等のカリキュラムについては、児童数の増減に関わらず、学習指導要領に則り、各校の児童の実態に応じて、年度当初に計画的かつ適切に編成しております。 (担当:学校教育室)</p> <p>教室不足について 校舎などの建物の耐震性につきましては、平成22年度に本校の耐震化は完了しており、所定の耐震性能を満たしています。なお、耐震化のため、必要に応じて耐震補強工事を実施しました。老朽化した和式トイレにつきましては、洋式化することを検討しています。 (担当:学校管理課)</p> <p>教育委員会において、住宅開発による児童増加も考慮した児童数推計を毎年作成しており、その推計をもとに、教室不足にならないよう事前に教室改修等を実施しております。なお、青山台小学校につきましては、今後も児童が増加する見込みとなっていることから、児童数推計を注視しながら適切に対応してまいります。 (担当:教育未来創生室)</p> <p>学校外の児童の憩いの場について 昨年11月から古江台に児童センター、公民館、図書館が一体となった、まちなかリビング北千里を開設しました。小学生の方をはじめとして広く御利用していただいておりますので、ぜひ御活用していただければと思います。 (担当:子育て政策室)</p> | 子育て政策室、学校管理課、教育未来創生室、学校教育室、放課後子ども育成室 | R5.11.29 | R5.12.14 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|-----------|---|---|-----------------------|---------|----------|
| 18 | 最近の市政について | <p>ときどき市議会を傍聴しています。山三・山五の統廃合について市長が「子どもの声は聞かなくてもいい」とおっしゃったと思いますが、子どもこそ当事者です。社会契約論のルソーが「子ども」という概念を初めて発表したことは既にご存知だと思いますが、彼は子どもは子ども、意思と人格を持つ一つの主体だと言っています。ぜひ、当事者である子どもたちの声に耳を傾けてください。</p> <p>またすいたん問題で、市に責任があるとおっしゃったにもかかわらず、部下を処分しただけで、いちばん責任があると思われる市のトップであるご自分は謝罪もされないとは、どういうことでしょうか。</p> <p>27年前に、いい街だと思って、京都から転居してきました。ですが、最近の吹田市にはとてもがっかりしています。</p> | <p>山三・山五の統廃合について</p> <p>統合の議論については、考えや意見の違いにより、人や地域における対立や分断が発生するリスクを伴うことから、そこに子供たちを巻き込むべきではないと考え、教育委員会の責任において検討を進めてまいりました。なお、パブリックコメントや手紙等を通じて、子供たちの切実な思いや意見を正面からしっかりと受け止めさせていただいているところです。</p> <p>様々な御意見がある中で、教育委員会としては、統合後に学校が楽しみにするような取組を実施し、子供たちが笑顔で学校に行くことが大切であると考えております。統合が正式に決定しましたら、こうした取組に係る御意見を子供たちにも十分にお聞きし、前向きに検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>(担当:教育未来創生室)</p> <p>すいたん問題について</p> <p>すいたんの件につきましては、吹田市として、著作権に関する誤った法解釈により、適切な管理ができておらず、市民の方々に御心配をおかけいたしましたことを、重く受け止め深く反省しております。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p> | シティプロモーション推進室、教育未来創生室 | R5.12.4 | R5.12.18 |
| 19 | 還暦祭行事について | <p>おはようございます。今年は私の干支、兎年でした。そして間もなく60歳の誕生日、還暦となります。皇后陛下様と同じ生年月日です。世の中、世間や吹田市様では毎年、成人祭や敬老の日などの行事開催はよく聞きますが何故か還暦祭だけは聞いた事はありません。私も一生に1度の事ですので何か還暦祭行事があれば嬉しいです。チャンチャンコを着ると言われていますが私もチャンチャンコを着てみたい気持ちです。何卒よろしくお願い致します。</p> | <p>現在、本市では敬老事業として、地域で75歳以上の方を対象とした敬老行事を開催することを支援する地区敬老行事開催事業、100歳の方を対象とした祝金を贈呈する長寿祝賀事業を実施しております。</p> <p>御意見のような行事開催の予定はございませんが、これら事業の実施により、多年にわたり社会に貢献された高齢者に対し敬愛を表するとともに、長寿を祝い福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>御理解くださいますようお願いいたします。</p> | 高齢福祉室 | R5.12.8 | R5.12.18 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|-----------------------------|---|---|--------------|---------|----------|
| 20 | 社会福祉協議会の融資条件に落胆した。誰のための融資だ。 | <p>12月初めに社会福祉協議会(以下、社協)に新規事業の融資のための福祉資金の借り入れの相談に伺いました。</p> <p>女性の方が対応してくださったが、3人世帯の場合に借りられるのは世帯の月収が生活保護基準の1.8倍まで。つまり16万5000円から29万7000円までで、さらに開業資金の2割の自己資金が必要と言われました。世帯自体は世帯分離をしていますが、同居しているのと同じ世帯とみなしますと言われました。そして融資を受けられる月収の要件に自分の収入以外に親の収入も加えるとのことでした。</p> <p>私は障がい者で将来親が亡くなっても安定してお金を稼いで生活していくために新規事業の融資を受けたかったのに、なぜ親の収入まで申し込みの要件にするのか疑問です。自分だけなら年収は200万円にも満たないが親を含めると月収は30万円を優に超える金額になる。返せるかどうかの審査に親の収入を含めるのは理解できるが、なぜ申し込み条件に親の収入を加えて審査するのが理解できません。</p> <p>障がい者などの自立をと言っている割に自立させる気はありますか？</p> <p>ちなみにこの条件の上限である月収30万円の3人世帯では預金はほぼ0円が普通です。なぜならうちでは毎月約30万円の支出があるからです。これでも団地に住んでいて家賃段階は一番下。民間に比べ格段に安い方です。社会的に言ってまぎれもない低所得者層、俗にいう底辺なのに低所得世帯ではないと言ふような発言もされました。</p> <p>これでは貸す気がないのは明らかです。自己資金があれば月収がオーバーで申し込みができず、月収がなければ今度は自己資金が要件を満たさなくなります。</p> <p>なお私は資産が数百万円あるため自己資金の要件は満たしていましたが、月収の要件で申し込みができませんでした。さらに言えば詳細は言えませんが、私が行おうとしている事業では融資ができないと言われたのもおかしいと感じます。反社会的な事業やいわゆる夜職関係でなければ融資すべきだと思います。</p> <p>最後にこの担当の方からは政策金融公庫の創業融資を受けてはどうかと言われたが、事業の経験のない障がい者に融資するところなど福祉関係以外では存在しないと思います。</p> <p>ちなみに吹田市では障がい者などの事業のための融資制度はありますか？</p> <p>社協にあってはこれからは反社会的な事業以外はどんな事業であっても融資を受け付け、さらに月収に関しては本人の給与収入のみを要件とし、返済できるかの審査のときのみ同居の親族の収入を加えて審査するよう変更をお願いいたします。</p> <p>このようにすれば借りられる人が圧倒的に増え、自立できる人が増えていくものと思います。</p> <p>社協でできないのなら吹田市でこのような制度を作っていただきたいです。</p> | <p>社会福祉協議会での対応について 今回頂きました御意見は、吹田市社会福祉協議会へお伝えさせていただきます。 (担当:福祉総務室)</p> <p>障がい者向けの融資制度について 障がい福祉室では、障がい者を有する方が地域で安心して暮らすためのグループホーム運営補助、福祉サービス等を提供する人材を確保するための補助、重度障がい者の日中活動の場の利用促進を図るためのサービス事業者向け補助等の事業を行っておりますが、障がい者などの事業のための融資制度はございません。 (担当:障がい福祉室)</p> | 福祉総務室、障がい福祉室 | R5.12.4 | R5.12.18 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|----------------------------------|---|--|-------------------------|----------------|-----------------|
| 21 | <p>続-76。「ロービジョン者」に対する福祉施策の要望</p> | <p>12月4日掲出の市HPタイトル『令和5年度障がい者週間記念事業』での要望 吹田市で11月11日に開催されましたシンポジウムの基調講演のプレゼンテーションの資料の中に「ロービジョン」の用語が有りました。シンポジストには、土木部総務交通室参事が出席。 1)吹田市HPのサイトで「ロービジョン」で検索結果は1件。医療・福祉関係では皆無の状態。 ⇒吹田市の福祉部署は、情報提供、相談窓口、障がい者認定・手帳交付、医療相談機関、訓練・・・など福祉行政の取組を要望。 ・[公益社団法人 日本眼科医会]⇒ロービジョン(low vision)とは、WHO(世界保健機関)の定義では、矯正視力が0.05以上0.3未満とされていますが、日本では視力・視野のみでなく、病气やけがなどの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など、日常生活で不自由がある状態のことを「ロービジョン」と総称しています。 ⇒大阪のロービジョンケア施設は、大阪大学医学部附属病院のみです。 ・[国立障害者リハビリテーションセンター病院]⇒眼科(ロービジョンクリニック)が設置されています。 ・[枚方市]⇒ロービジョンひらかたサポート「—見えない 見にくい方々のために」の講演会が関西医科大学附属病院眼科医を講師に開催。 ・[さいたま市]⇒視覚障がいやロービジョンへの理解を深めようと、市長ら幹部職員約40人を対象に研修会を開催。 2)ロービジョン者にも障がい者手帳の交付が可能ですが、吹田市の障がい者認定のサイトでは、視力での判定のみです。認定の医療機関は多く記載されていますが、ロービジョン者対応が出来るのでしょうか？ ⇒吹田市民病院の眼科は、対応可能なのでしょうか？ 3)「ロービジョン」については社会的にまだ認知度が低いですが、視覚障がいの原因疾患の4割が緑内障。40歳以上の20人に1人、70歳以上の10人に1人が罹患。高齢化社会が進む事から「誰もが視覚障がいになる可能性がある(含む失明)」。同行援護サービスなどを知らない人も多いと考えられます。 ⇒吹田市の障がい者福祉計画に反映が必要と考えます。 4)吹田市役所では現在、増築工事がされていますが、検討・対応がされているのでしょうか？ 5)吹田市バリアフリー懇談会現地点検報告【JR 岸辺駅周辺】⇒点検は令和元年10月31日に行われており、報告書の②南駅前広場・表示・案内⇒Q:点字ブロックと床材のコントラストはロービジョンに分かりにくくないか。⇒市A:今後、検討してまいります。 ⇒市の検討結果を教えてください。 6)「ロービジョン」については、福祉行政以外にも道路行政・都市整備、市の公的施設への考慮などが必要となります。 ⇒“安心安全のまちづくり” & “健康医療都市”を宣言されている吹田市。後藤吹田市長様におかれましては、速やかに全部局長様を含めて、専門医・視覚障がい者団体からの研修会を開かれる事を要望致します。 ※秘書課長様に供覧をお願いします。</p> | <p>1)について 相談窓口の対応としましては、それぞれの障がい者に合った対応を心掛けております。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>2)について 指定医師の診断により、視覚障がいに係る障がい程度等級表に該当すれば、身体障がい者手帳は交付されます。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>3)について 障がい福祉計画では、同行援護について、サービスの内容及び利用実績と今後の見込量を記載しています。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>4)について 現在建築中の増築棟につきましては、大きくわかりやすいサインや点字による案内、また、トイレへの音声案内の導入等、ロービジョンの方を含め、視力の低下や障がいのある方にも利用しやすい施設となるような設計としています。 (担当:総務室)</p> <p>5)について 現状、市内歩道に点字ブロックを新設する場合には、インターロッキングブロック等の特殊舗装の場合、既設の舗装と新設する点字ブロックの輝度比を一定数確保するよう検討し設置しております。 (担当:総務交通室)</p> <p>6)について 各部局と連携を図り、庁内において周知できるよう、「ロービジョン」についての広報誌等を活用し、啓発に努めてまいります。 (担当:障がい福祉室)</p> | <p>総務室、障がい福祉室、総務交通室</p> | <p>R5.12.7</p> | <p>R5.12.18</p> |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|----------------------------------|---|---|-------|---------|----------|
| 22 | 北千里駅前の不法投棄が多すぎる。監視カメラや見回り等できないか？ | <p>11月19日と12月3日朝、北千里駅周辺の清掃ボランティアを行いました。</p> <p>相変わらず不法投棄のゴミが多い状況です。リソナ前のベンチ、ロータリーの右側(イルミネーション側)にはタバコの吸い殻や空き缶、レシート等あらゆるモノが落ちています。19日に困ったのは白い高齢者のオムツでしょうか？</p> <p>大きくて重たかったのですが回収する人がいないと判断し、トングで回収しました。こういう汚物を不法投棄するの本当に迷惑なのでやめてほしい。しかも黒いハエのようなものがびっしり。</p> <p>アルカの前の横断歩道を渡ったところのベンチもタバコなどが捨てられています。</p> <p>そしてその先の2車線道路の中央分離帯も空き缶が4つ、タバコの吸い殻が数十個あつたりと本当にひどいです。</p> <p>北千里駅前ロータリーではいつも違法駐車している車があり、そこからポイ捨てをしています。中央分離帯も同様に信号待ちの際にポイ捨てをしていると感じています。</p> <p>監視カメラの設置や見回り、ポイ捨て禁止等の看板を周辺に立ててくださいますようお願いいたします。</p> | <p>市内の環境美化にご協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>違法駐車等、車両のマナーに関しましては、広聴担当から吹田警察へ情報提供を行いました。</p> | 環境政策室 | R5.12.5 | R5.12.19 |
| 23 | 北千里駅のアルカ北千里前での外国人の喫煙について | <p>12月4日17時15分頃、アルカ北千里の前で黒い服を着たスキンヘッドで白い髭を伸ばした外国人の男が禁止区域にもかかわらず喫煙していた。</p> <p>日本語のみならず英語での張り紙もお願いします。</p> | <p>いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p> | 環境政策室 | R5.12.6 | R5.12.20 |
| 24 | 車の貸出しについて | <p>最近、吹田市社会福祉協議会の軽トラックを時間帯関係なく利用している団体を頻繁にみかけた。驚くことに軽トラックの車体文字(吹田市社会福祉協議会)の上に、(災害支援車両ダッシュ隊)のマグネットを覆い隠すように貼っている。不都合で隠しているのか、もしくは、使用時に吹田市社会福祉協議会の車体文字を隠せば借りることができるのか。小生は福祉の活動をしており、以前、地域イベントで運搬できないものがあり、利用をお願いしたが局長より許可がおりず断念した。</p> <p>社用車を貸し出す基準と貸出し方法を知りたい。</p> | <p>市所管外の他法人が所有する車両に関しての問い合わせのため、当該法人に対して、直接問い合わせ者に回答していただく旨、依頼の上、問い合わせ者御本人に対しては、上記のとおり社会福祉法人吹田市社会福祉協議会から回答がある旨連絡をさせていただきました。</p> | 福祉総務室 | R5.12.6 | R5.12.21 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|----------------------|--|---|--------|----------|----------|
| 25 | 山田駅ロータリーでの喫煙について | <p>12月8日15時59分頃、阪急山田駅の駅を出たすぐのところ(バスロータリー側)で上は濃い茶色、下はジーパンで青いリュックをかついで上着と同じ色の帽子をかぶった60～80代くらいの男が喫煙していた。 ここは禁煙の場所だ。何で吸っているのか。 当方、証拠動画を撮影している。 阪急電車の駅員や市職員の巡回、効果的な文言の張り紙。 動画は後ほど提供します。</p> <p>※動画については、公表しておりません。</p> | <p>ご指摘の駅周辺は路上喫煙禁止地区ではございませんが、市内全域で歩行喫煙を禁止としているため、指導員活動を不定期に実施しております。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p> | 環境政策室 | R5.12.12 | R5.12.25 |
| 26 | 保育園の利用調整基準について(改善要望) | <p>来年、3人目を出産予定で保育園の入園を希望しています。3人目が入所希望を出す頃には上の子供2人は小学校1年生と2年生になりますが、同じ兄弟でも保育園利用児がいる場合には8点加点されるのに、吹田市立留守家庭児童育成室を利用する幼い児童がいる家庭であっても利用調整ポイントが1点しか加点されないのは何故ですか？5年生以上の小学生の場合は1人で留守番ができたり理解できますが、せめて吹田市立留守家庭児童育成室を利用する小学生がいる家庭は、保育園児と同じく8点の加点にしてもらえないでしょうか？仕事復帰したくとも、点数が足りなく激戦区のため、仕事復帰ができません。 24年度から2人目以降は0歳児から保育料無償化にしてくださったことで、4月の一斉申し込みの人数が例年の倍以上になっていると聞きました。仕事復帰を希望している保育園が必要な人が、今まで以上に希望の保育園に入れなくなると危惧しています。 どうか、小学生以上の兄弟の加点方法の見直しをお願いいたします。</p> | <p>本市の保育所等利用調整基準におけるきょうだい入園・同時申込加点(+8点)の趣旨は、就労中等の保護者の負担が大きい、「在園児(申込児)とのきょうだい分園」の回避を目的としていることから、加点の適用範囲を保育所等の利用調整の及ぶ範囲に設定しております。そのため、留守家庭児童育成室を利用されている方も含めた小学校6年生までのきょうだいがいる場合と、加点において差を設けております。 利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> | 保育幼稚園室 | R5.12.18 | R5.12.26 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|---------------------------------|--|--|------------|----------|----------|
| 27 | 非課税世帯の給付金について | <p>均等割り世帯は、非課税世帯とあまり収入が違いません。7万円と0円ではとても不公平です。 去年の収入が非課税で、今年は十分に収入がある世帯にも7万円が給付されています。 一部の市民にだけの給付なら、不公平を感じるので、やらないほうがいいのに。</p> | <p>住民税非課税世帯支援給付金につきましては、国の交付金を活用して、全国で行われているものです。 この度、国で住民税均等割のみ課税世帯につきましても、住民税非課税世帯と同水準の10万円程度の給付を令和6年2～3月以降を目途に実施することが決定されました。 本市といたしましても、迅速に給付できるよう体制を整えているところでございます。 お待たせして申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。</p> | 生活福祉室 | R5.12.25 | R5.12.26 |
| 28 | 統-78。12月8日掲出の市HPタイトル「教育センター」の要望 | <p>12月8日(金)掲出で、12月11日(月)には、タイトルが削除されていました。何らかの更新 or 訂正をされるのかと15日(金)まで待ちましたが掲出されていません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。下;12/8。上;12/11なし ・削除されるのには、何らかの要因がある筈。 Q1;タイトルをこそと削除せずに、新着情報欄で削除の理由を市民に周知すべきと考えます。 ・12月10日(日)にタイトルをクリックしましたが、項目が多かったのが後日に見ようか…と判断。他にも同様の考えの市民が居られるかも… ・サイトの内容がもし間違っているのであれば、12月8日～11日に閲覧された方は、間違った内容を記憶されている事になります。 Q2;タイトルが「教育センター」のみでは、市民に何を周知したいのかが分かりません。 ⇒タイトルに具体性を持たせて分かり易くして下さい。 Q3;広報課への質問。「HPに掲出後の取消・削除について、HPのマニュアルでのルールはどのようになっていますか？ルールが無ければ速やかに制定&全部局への周知を願う。」 Q4;DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。「事業者・市民に発信する情報はHPの役割が大切です。発信する情報が正しく、分かりやすく届く事が求められます。見解を願います。」</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p> | <p>Q1について 教育センターのホームページのトップページに残っていた古い情報を削除し、12月8日(金)に更新した際、誤って新着情報欄に「教育センター」と掲載してしまいました。このことにつきまして、12月11日(月)に気づき、新着情報から削除したということが今回の経緯となります。本来であれば、市民の皆様にとって新たな情報にアクセスしていただきやすいよう新着情報欄があると認識しておりますので、今回の件につきまして、削除理由を新着情報欄に掲載することは考えておりません。 (担当:教育センター)</p> <p>Q2について 今回は誤って新着情報に掲載してしまいましたので、タイトルにつきましても具体性に欠ける表記になっておりました。今後、教育センターのホームページに新たな情報を掲載し、新着情報として掲出する際には、具体性を持たせ、分かりやすく表記するよう努めさせていただきます。 (担当:教育センター)</p> <p>Q3について HP掲出後の取消・削除につきましては発信する情報の内容に応じて各室課で行うよう運用しております。 (担当:広報課)</p> <p>Q4について 情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたしません。 5吹市総第8623-2号で回答しましたとおり、市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならず様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)</p> | 広報課、教育センター | R5.12.18 | R5.12.27 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|--|--|--|-------|----------|----------|
| 29 | 続-79。吹田市役所他公共施設の電力引込の高圧ケーブルの点検状況についての質問。 | <p>先日12月に飯能市の図書館と西条市役所のサービスセンターで高圧電力引込ケーブルの不具合で停電が発生。数か月前には某市の高圧電力ケーブルが埋設されているマンホール内で爆発事故が発生。</p> <p>・上記事故関連で電線工業会が現在、一部電線の新規受注停止中「納期に余裕を持った発注を」の報道が。</p> <p>⇒飯能市の場合、5日に事故発生。17日から業務開始との事。</p> <p>Q1:吹田市は、高圧の電気での受電施設が多く有りますが、ケーブルの対電圧試験は定期的実施されているのでしょうか？点検頻度は何年に1回でしょうか。</p> <p>・吹田市役所本庁の直近の点検は、何時されましたでしょうか？</p> <p>・ケーブルの対電圧試験を行うには、庁舎他公共施設の停電が必要ですが、吹田市のHPで施設の停電に伴う休館についての周知は、見た事が有りません。また入札の案件でも見た事が有りません。</p> | <p>経済産業省の「電気設備の技術基準の解釈」(第15条)において、高圧又は特別高圧の電路が有すべき絶縁性能が定められておりますが、当該性能を確認するための耐電圧試験はケーブルへの高い負荷を伴うことから、一般的に新設時や増設時にのみ実施することになっており、定期的な耐電圧試験の実施に関する法の定めはありません。本庁舎においては、平成30年度に高圧電気設備を更新した際に耐電圧試験を実施しております。</p> <p>なお、庁舎における停電を伴う絶縁抵抗試験や接地抵抗試験については毎年度実施しておりますが、閉庁日に実施していることから、ホームページ等での周知は行っていません。</p> | 総務室 | R5.12.19 | R5.12.27 |
| 30 | 続-80。吹田市には「竹筋(ちっきん)コンクリート」の技術資料は残っているのでしょうか？ | <p>先日、山形県米沢市の企業と日本大学工学部を中心に構成する竹筋(ちっきん)コンクリート協議会が、鉄筋の代わりに竹材を利用した竹筋コンクリートを開発したとの報道が有りました。</p> <p>・吹田市では、江坂地区の区画整理事業で「鉄筋の代わりに竹材を利用した」…と吹田市の土木技術者のOBの方(他界)から5年ほど前に聞きました。</p> <p>⇒【推測】江坂地区の区画整理事業は、新大阪駅周辺の開発事業、千里の万博関連での新御堂筋の工事、地下鉄御堂筋線の延長工事などが重なる時期で鉄筋の入手が困難な時期…かな?とも考えられます。</p> <p>Q1:吹田市には「竹筋(ちっきん)コンクリート」の技術資料は残っているのでしょうか？</p> <p>⇒もし、有りましたら竹筋コンクリート協議会に技術資料の提供をされたら…</p> <p>Q2:吹田市は、当時の「竹筋コンクリート」の施設場所を把握されているのでしょうか？</p> <p>⇒江坂地区には、上町断層が南北に通っており、気になります。</p> <p>Q3:「竹筋コンクリート橋」で検索すると、多くの実績があり、遺跡も有ります。もし吹田市に資料が残っていましたら、市HPに掲載をお願いします。</p> | <p>本市では、江坂地区の土地区画整理事業で「竹筋コンクリート」を利用した事実は把握していません。</p> <p>また、改めて当該土地区画整理事業に関する資料等も確認致しましたが、「竹筋コンクリート」に関して記述はございませんでした。</p> | 計画調整室 | R5.12.20 | R5.12.27 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 | |
|----|--|---|---|-------|----------|----------|
| 31 | <p>続-77。12月12日掲出の市HPタイトル「フードドライブ」での要望。</p> | <p>私はこのタイトルを見た時、“ドライブスルー”関連?⇒ネット検索で「フードドライブ」の認知度は4割弱です。 ・市HPのサイトを開くと、家庭で余っている食品を持ち寄り、まとめて子供食堂や福祉団体等に提供する活動。 ・このタイトルでは、「フードドライブ」についての説明なのか、寄贈品を求めるのか…説明不足。 ・個人的には、「フードバンク」の方が適切な気がします。※SDGsのサイトには、寄贈してもらい(フードドライブ)、食べ物に困っている施設や人に提供する活動。 ・認知度がまだ低い事から、市民がクリックしてみよか、寄贈してみよか…の為に具体的な内容を含めたタイトルにされたら… ⇒[仮案] 環境政策室は、「フードバンク。余剰食品提供のお願い」にされたら… Q1;持ち込める食品の項で「5.各回で指定される賞味期限以前の食品」の“各回で指定される”の意味が理解出来ません。⇒分かり易い表記をされたら… Q2;開催期間が令和6年1月12日～1月26日となっていますが、例年「歳末助け合い運動」という言葉が昔から有ります。 ⇒来年は、1ヶ月余り早められたら良いかと思います。</p> | <p>今般は市ホームページ「フードドライブ」に貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。 【タイトル[仮案]につきまして】御提案いただき、ありがとうございます。 環境省ホームページにおいて、「フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。」と記載されております。 本市では、環境省作成の「フードドライブ実施の手引き」を参考に、食品ロス削減の啓発を目的として、家庭で余っている食品を環境政策室等で受け取り、市内子ども食堂、社会福祉協議会に所属する福祉団体、ふーどばんくOSAKAIに提供するフードドライブを実施しております。 環境省ホームページは、こちらから御覧いただけます。 https://www.env.go.jp/press/110697.html また、「具体的な内容を含めたタイトルに」との御指摘につきまして、仰るとおりだと思いましたので、市ホームページのトップページにありますが新着更新情報のタイトルを「フードドライブ(家庭で余っている食品を集めます)」に修正させていただきました。 【Q1につきまして】 持ち込める食品「5.各回で指定される賞味期限以前の食品」が分かりづらいとの御指摘につきましては、今後の実施予定の「令和5年度第2回フードドライブ」において、提供できるのは「賞味期限が令和6年4月1日以降の食品」と具体的に記載しており、そちらを御覧いただくのが最も分かりやすいと考えられます。 そのため、持ち込める食品の部分を大幅に修正し、「提供できる食品等の詳細は、各回の実施内容をご確認ください。」と記載することになりました。 修正後の市ホームページ「フードドライブ」は、こちらから御覧いただけます。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1018080/1018423/1002853.html 【Q2につきまして】 本市環境政策室では、先ほども申し上げましたとおり食品を必要としている方への支援ではなく、食品ロス削減を目的として、家庭において余剰食品が発生しやすいお中元・お歳暮の時期に合わせ、贈答品等の整理期間も踏まえて実施しております。 「歳末助け合い運動としてフードドライブに参加したい」「食品を必要としている方に寄付したい」というお問い合わせをいただいた際には、市内子ども食堂や社会福祉協議会へ直接持参されることを御案内させていただいております。 また、市内スーパー等の事業者でフードドライブを実施しているところもございます。店舗によっては常時回収しているところもございますので、市のフードドライブの期間外でしたらそちらを御活用いただきたいと考えております。 市内子ども食堂・社会福祉協議会の御連絡先や、市内事業者が実施するフードドライブにつきましても、市ホームページ「フードドライブ」に掲載しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1018080/1018423/1002853.html</p> | 環境政策室 | R5.12.18 | R5.12.28 |
| 32 | <p>埋蔵文化財包蔵地の照会の窓口・FAX限定での受付対応について</p> | <p>なぜメールやWEB入力での照会ではなく現在でもFAXと窓口での受付に限定されているのでしょうか？</p> | <p>周知の埋蔵文化財包蔵地の照会につきまして、FAX以外の通信手段での対応を行っておらず、御不便をおかけし、誠に申し訳ございません。 FAX又は窓口のみの対応としておりますのは、確認漏れ等を防ぐのに最も適した方法であると考えたものであり、その他の通信手段での対応には本市として確実に対応する上で課題があると判断したためです。 御不便をおかけしていることは本市としても十分認識しており、現在本市においてもホームページ上で包蔵地の範囲等を確認できるよう遺跡地図の電子化に取り組んでいるところです。なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、大阪府のホームページにおいて、府内の埋蔵文化財包蔵地の情報を公開しておりますので、併せて御活用くださいますようお願いいたします。</p> | 文化保護課 | R5.12.19 | R5.12.28 |

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

| | 件名 | 市民の声(要旨) | 市の回答 | 所管課等 | 受付日 | 回答日 |
|----|--|--|--|--------|----------|----------|
| 33 | 相談時のプライバシー確保の改善要望 | <p>保育幼稚園室で要配慮保育の面談中、同じ部屋に別の保護者が入室し面談を開始しました。私にはその保護者の顔が判別でき、始まった会話も聞こえる状態でした。</p> <p>会話内容はもちろん、「誰が対象なのか」もプライバシーに深く踏み込んだ情報です。よって、このように面談場所を重ねることはあり得ないと考えます。お忙しい業務だとは思いますが、1人1部屋を確保するか、場所の確保が出来ない場合は日程を伸ばしてご対応ください。</p> <p>当日は場所を変えていただき、配慮不足についてご担当者様から謝罪がありました。今後再発させず、確実にプライバシーを確保していただきたく、改めてお送りする次第です。</p> | <p>12月に実施させて頂きました要配慮保育の面接においては、こちらの配慮不足により、大変御迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。面接の日時に関しては、保護者様からの御希望を反映できるように実施しておりますが、お知り合いの方と重なった時間に御案内してしまったことに関しては、こちらが十分に確認し配慮すべきことであります。要配慮保育の面接は配慮すべき内容が多く含まれておりますので、今後の面接の実施方法を十分に検討し、すべての方に安心して面接を受けて頂けるように取り組んで参りたいと思います。</p> | 保育幼稚園室 | R5.12.27 | R5.12.28 |
| 34 | 市政に対するご意見・ご要望について(「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます)の続き | <p>以下の回答がありました。2点確認したいことがあります。</p> <p>1、確認結果の報告内容の公表はいつされるのでしょうか？ https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html こちらのホームページにも記載が見当たらなかったため、ご教示ください。</p> <p>2、これまで公文書で担当課長名で回答があったと思いますが、本件のみ担当者からのメールになっているのは、なぜでしょうか？ これまでと取り扱いどのような違いがあるのかご教示ください。</p> <p>吹田市 企画財政室 2023/11/16 10:40</p> <p>〇〇様 平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023年)11月1日付けでお問合せいただきました市政に対するご意見・ご要望につきまして回答させていただきます。</p> <p>全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様にわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p> <p>(以下、お問い合わせ内容) ・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」を行うと回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/212/R5.2.pdf 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。</p> <p>全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強い事を踏まえ、改善していただきます。</p> <p>今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。</p> | <p>前回御意見いただき、市ホームページに掲載されている様式等における押印要否の適切な表記につきまして、全庁的な照会を実施いたしました。その結果、全ての室課において正しい表記となっていることを確認した旨の報告を受けています。</p> <p>なお、誤り等を見直した正しい様式で掲載することが第一義と考えており、詳細な本照会結果をホームページ等で公表することは予定していません。</p> <p>また、回答方法につきまして、いただいた御意見に対する回答は基本的に担当室課から回答するものとなっております。その際、回答における発信者名及び回答方法は、各室課が判断しております。</p> <p>10月20日にいただいた「【再依頼】証明書等の証明書欄の削除」に対する回答は企画財政室及びシティブロモーション推進室の2室課からの回答であったため、市民総務室が取りまとめのうえで回答させていただきましたが、11月1日にいただいた「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます」に対する回答は、企画財政室が担当室課として回答させていただきましたものです。</p> <p>以上のことから、今回の2つの回答で発信者名及び回答方法が異なる形となったものでございますが、どちらの回答に関しましても企画財政室長による決裁を得ており、市として正式な回答であることに相違はございません。</p> | 企画財政室 | R5.12.19 | R5.12.28 |